

(設置)

第 1 条 本市は、社会福祉の増進及び男女共同参画社会の形成の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行う施設として、次のとおり千葉市ハーモニープラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

名称	位置
千葉市ハーモニープラザ	千葉市中央区千葉寺町 1208 番地 2

(平成 13 条例 34・一部改正)

(施設)

第 2 条 プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 障害者福祉センター
 - (2) 障害者相談センター
 - (3) ことぶき大学校
 - (4) 社会福祉研修センター
 - (5) 男女共同参画センター
 - (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、[次条](#)の事業を行うために必要な施設
- 2 プラザは、[前項](#)に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。
- 3 [第 1 項第 2 号](#)に掲げる施設については、[千葉市障害者相談センター条例\(平成 6 年千葉市条例第 9 号\)](#)に定めるところによる。

(平成 17 条例 50・平成 23 条例 14・一部改正)

(事業)

第 3 条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する情報の収集及び提供、相談並びに研修に関すること。
- (2) 障害者の機能訓練、社会適応能力の向上並びに健康の維持及び増進に関すること。
- (3) 高齢者の学習の機会の提供に関すること。
- (4) 男女の自立と対等な社会参画に関する調査研究、情報の収集及び提供、相談、研修、学習の機会の提供並びに交流支援に関すること。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、プラザの設置目的達成のために必要な事業

(平成 17 条例 50・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 4 条 プラザ(障害者相談センターを除く。以下同じ。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平成 17 条例 50・追加)

(業務の範囲)

第 5 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) [第 3 条各号](#)に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) [次条第 1 項](#)に規定する使用の許可及び[第 8 条](#)の規定による使用の制限等に関する業務
- (3) [第 15 条第 1 項](#)に規定する施設の変更の承認及び[同条第 2 項](#)に規定する原状の回復に係る指示に関する業務
- (4) プラザの維持管理に関する業務
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平成 17 条例 50・追加)

(使用の許可)

第 6 条 [別表第 1](#)に掲げるプラザの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の使用の許可に条件を付することができる。

(平成 17 条例 50・旧第 4 条繰下・一部改正)

(使用の不許可)

第 7 条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[前条第 1 項](#)の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) プラザの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (4) [前 3 号](#)に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

(平成 17 条例 50・旧第 5 条繰下・一部改正、平成 20 条例 35・一部改正)

(使用の制限等)

第8条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、[第6条第1項](#)の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。

- (1) [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により[第6条第1項](#)の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) [第6条第1項](#)の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) [前条第1号](#)から[第3号](#)までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。
- (5) プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。
- (6) [前各号](#)に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

(平成17条例50・旧第6条繰下・一部改正、平成20条例35・一部改正)

(意見の聴取)

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、[第7条第3号](#)に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定による求めがあったときは、[第7条第3号](#)に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(平成20条例35・追加)

(休館日)

第9条 プラザの休館日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)のほか、[次の表](#)の左欄に掲げる施設の区分に応じ、[同表](#)の右欄に定める日とする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

施設名	休館日
障害者福祉センター	月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日)
ことぶき大学校	日曜日及び土曜日
社会福祉研修センター	
男女共同参画センター	月曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日)

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、[第2条第1項第5号](#)の施設を、[前項](#)に規定する休館日に開館することができる。

(平成17条例50・旧第7条繰下・一部改正、平成19条例10・平成22条例88・平成23条例14・一部改正)

(使用時間)

第 10 条 プラザの使用時間は、[次の表](#)の左欄に掲げる施設の区分に応じ、[同表](#)の右欄に定めるとおりとする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

施設名	使用時間
障害者福祉センター	午前 9 時から午後 9 時まで。日曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
ことぶき大学校	午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
社会福祉研修センター	
男女共同参画センター	午前 9 時から午後 9 時まで。日曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時 15 分(別表第 1 男女共同参画センターの項に掲げる施設にあつては、午後 5 時)まで

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、[第 2 条第 1 項第 5 号](#)の施設を、[前項](#)に規定する使用時間以外の時間に開館することができる。

(平成 17 条例 50・追加、平成 19 条例 7・平成 22 条例 88・平成 23 条例 14・一部改正)

(利用料金)

第 11 条 [第 6 条第 1 項](#)の許可を受けた者(以下「使用者」という。)で[第 2 条第 1 項第 5 号](#)の施設を使用するものは、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金(法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、[別表第 2](#)に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平成 17 条例 50・旧第 8 条繰下・一部改正、平成 22 条例 88・一部改正)

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成 17 条例 50・旧第 9 条繰下・一部改正、平成 22 条例 88・一部改正)

(利用料金の不返還)

第 13 条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(平成 17 条例 50・旧第 10 条繰下・一部改正、平成 22 条例 88・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第 14 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平成 17 条例 50・旧第 11 条繰下)

(施設の変更の承認等)

第 15 条 使用者は、プラザの施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 使用者は、[前項](#)の規定による承認を受けて原状を変更した場合において、その使用を終了したときは、指定管理者の指示に従い当該施設を原状に回復しなければならない。

(平成 17 条例 50・旧第 12 条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の手続等)

第 16 条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 [前項](#)の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、[前項](#)の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、プラザを最も適切に管理することができるものと認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用を確保するものであること。

(2) プラザの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費を縮減するものであること。

(3) プラザの管理を安定して行う能力を有すること。

(4) プラザの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、[前項](#)の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 17 条例 50・追加、平成 22 条例 88・一部改正)

(管理の基準)

第 17 条 指定管理者は、法令、条例、規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

(平成 17 条例 50・追加)

(委任)

第 18 条 [この条例](#)に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 17 条例 50・旧第 14 条繰下)

附 則

- 1 [この条例](#)は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年規則第 58 号で平成 11 年 12 月 1 日から施行)

- 2 千葉県障害者更生相談所条例(平成 6 年千葉県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 3 [千葉県職員の特殊勤務手当支給条例\(昭和 37 年千葉県条例第 24 号\)](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 13 年 7 月 31 日条例第 34 号)

この条例は、平成 13 年 8 月 4 日から施行する。

附 則(平成 17 年 9 月 26 日条例第 50 号)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条を第 18 条とし、第 12 条の次に 2 条を加える改正規定(第 16 条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に市長がしたこの条例による改正前の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例第 4 条第 1 項の許可又は第 12 条第 1 項の承認で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同日においてこの条例による改正後の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例第 4 条に規定する指定管理者がした同条例第 6 条第 1 項の許可又は第 15 条第 1 項の承認とみなす。

附 則(平成 19 年 3 月 12 日条例第 7 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 12 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 16 日条例第 35 号)

この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 8 日条例第 88 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例第 11 条及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日条例第 14 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 19 日条例第 41 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条中千葉市都市公園条例別表第 9 の改正規定、第 37 条及び附則第 4 項から第 12 項までの規定は、公布の日から施行する。

(利用料金の経過措置)

- 4 第 8 条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第 2、第 9 条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第 2、第 11 条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第 1、第 13 条の規定による改正後の千葉市文化センター設置管理条例別表第 1、第 14 条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第 2、第 16 条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ設置管理条例別表第 1、第 18 条の規定による改正後の千葉市スポーツ施設設置管理条例別表第 2、第 19 条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第 1 から別表第 3 まで、第 20 条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第 21 条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第 22 条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例別表第 2、第 24 条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第 2、第 25 条の規定による改正後の千葉市ビジネス支援センター設置管理条例別表第 3、第 28 条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第 29 条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第 3、第 32 条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第 2、第 34 条の規定による改正後の千葉マリンスタジアム設置管理条例別表、第 35 条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第 9 及び第 37 条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1

(平成 23 条例 14・一部改正)

障害者福祉センター	多目的ホール 屋外スポーツ広場
男女共同参画センター	研修室 和室 茶室 料理実習室 創作室 スタジオ イベントホール フィットネスルーム

別表第 2

(平成 22 条例 88・全改、平成 23 条例 14・平成 25 条例 41・一部改正)

男女共同参画センター利用料金

- (1) 専用使用

区分	金額	
研修室 A1	1 日につき	10,490 円
研修室 A2		6,990 円
研修室 A3		5,870 円
和室(1 室につき)		6,570 円
茶室(1 室につき)		6,570 円
料理実習室 A		12,160 円
創作室		12,160 円
スタジオ A		13,850 円
イベントホール		45,310 円
フィットネスルーム		14,480 円

備考

- 1 「1 日」とは、午前 9 時から午後 9 時までをいう。
- 2 使用時間以外の時間に使用する場合の利用料金の額は、規則で定める。
- 3 次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める額を割増料として、この表に掲げる利用料金の額(以下「利用料金額」という。)に加算する。
 - (1) 使用者が入場料の類を徴収する場合 規則で定める額
 - (2) 物品の販売その他の営利を目的とした行為で規則で定めるものを行う場合 利用料金額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - (3) 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合 規則で定める額
- 4 前項の割増料が 2 以上重複するときは、それぞれの割増料を利用料金額に加算する。
- 5 [第 3 項](#)の規定により算出された割増料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 個人使用

区分		金額	
		2 時間まで	超過 1 時間につき
フィットネスルーム	一般	220 円	110 円
	中・高校生	100 円	50 円

(3) 附属設備

区分	金額
舞台設備その他の附属設備	種類又は品目ごとに規則で定める。